

別記様式(第4条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和8年度第2回 朝霞市公共施設等総合管理計画庁内検討委員会検討会議 (福祉等複合施設)	
開 催 日 時	令和8年5月26日(火)	午後3時30分から 午後4時15分まで
開 催 場 所	朝霞市役所 3階 302会議室	
出 席 者	(委員):障害福祉課(佐々木係長)、高齢者・地域福祉課(平岡課長補佐)、こども家庭課(萩原副主幹)、こども未来課(川合課長補佐)、まちづくり推進課(塩味審議監兼次長兼課長) (事務局):櫻井次長、長谷川主幹、村沢室長	
会 議 内 容	1 議題 (1)福祉等複合施設の計画経緯及び機能について(情報共有) (2)その他 ・各機能(用途)の詳細(目的、対象、運営管理形態、人員等) ・朝霞台駅周辺の既存公共施設への配置の可能性 2 その他 ・東武鉄道朝霞台駅駅舎関連の動向について	
会 議 資 料	次第 資料1 意見照会結果まとめ 参考資料1 意見照会の調査票 参考資料2 朝霞台駅周辺の公共施設(地図) 参考資料3 朝霞台駅周辺公共施設一覧	
会 議 録 の 作 成 方 針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管(保存年限 年)	
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期 間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		

(事務局)

議題(1)は、5/12に開催した「第1回朝霞市公共施設等総合管理計画庁内検討委員会検討会議を受け、意見照会を行い、その結果を整理した資料1について、情報共有するもの。

議題(1) 福祉等複合施設の計画経緯及び機能について(情報共有)

資料1に基づき所管課から説明。

(平岡委員)

【経緯】高齢者・地域福祉課の所管する「災害ボランティアセンター(災ボラ)」は、市と社会福祉協議会で協定を締結し、総合福祉センターに置くことになっているが、令和元年の台風19号の被害により総合福祉センターが機能停止に陥ったため、災ボラを安全な場所へ移転の検討をしていた。

当時のマニフェストにより溝沼浄水場跡地の利活用が検討されることとなり、福祉部が手を挙げた。

また、「地域交流センター」は、地域福祉を推進するには、コミュニティを形成する場として住民が気軽に立ち寄れる交流スペースの設置が望まれていたため、計画内容にある各種スペースを配置している。

【機能】「災ボラ」については、現時点では令和元年以降の災害対策が行われたことにより機能停止に陥るような事象は発生していないこと、今後実施が予定されている大規模改修により施設の機能回復が図られるため、災ボラの移転の必要性は低下していると考えている。

「社会福祉協議会」は、浄水場跡地の用途地域の関係で本部機能の一部を相談業務付きで移転する計画となっているが、本来、本部機能の一部ではなく全部機能の移転が望ましく、市役所内若しくは付近が望ましい。

また、「地域交流センター」は市民生活に直結したものではなく、市民生活をより豊かにするためのプラス要因であるため、浄水場跡地に限らず市民センターの一部として同様のスペースが確保されれば、多大な経費をかけなくても目的は達成するものと考えている。

(佐々木委員)

【経緯】障害福祉課が所管する機能として、計画では社会福祉協議会の地域福祉推進課が移転することとなっていた。

指定管理で社協に依頼していた「障害者相談支援センター」については福祉作業所(総合福祉センター)との緊密な連携が必要なため、障害者就労支援センターのみの移転となった。

また、社協の地域福祉推進課に重層的支援体制整備の総合窓口の役割を期待し「障害者基幹相談支援センター」等の支援機関を設置することで重層的支援体制の構築を目指していた。

【機能】現在、「障害者基幹相談支援センター」は社協とは別の法人に委託しており、市役所協の民間施設を借りて円滑に業務を実施しているため、家賃負担以外の部分では、必ずしも福祉等複合施設に配置しなければならないとは言えない。

「障害者就労支援センター」は、駅近くを要望する声はあるが、社協の地域福祉推進

課の移転が前提であり、単体で総合福祉センターから移転する必要はないと考えている。

(萩原委員)

【経緯】こども家庭課が所管する「子育て世代包括支援センター」は、主に母子手帳の交付を行っており、現在は保健センター内の子育て世代包括支援センターのみで、北朝霞駅方面にも交付窓口の設置が要望されていた。

検討過程の中で福祉等複合施設の計画に乗る形となった。

【機能】児童館との併設で親子が気軽に訪れることができるイメージであったが、北朝霞方面での窓口設置であるため、必ずしも福祉等複合施設である必要はないと考えている。

(川合委員)

【経緯】こども未来課が所管する「児童館」は、小中学校 PTA 保護者代表連絡協議会から5小学区への要望、5小児童・保護者アンケートから要望、児童館運営協議会から要望があったため計画した。

【機能】5小学区(三原方面)に児童館がないため、単独施設、複合施設問わず、「児童館」は必要と考えている。地域の子供たちが安心・安全に遊ぶことができる「機会」「場所」が減少しているため、地域の身近な遊び場の拠点として「児童館」の役割は重要。

議題2 その他

・各機能(用途)の詳細(目的、対象、運営管理形態、人員等)、朝霞台駅周辺の既存公共施設への配置の可能性について

(事務局)

議題2は、今回の会議を受け、今後それぞれの機能(用途)の詳細(目的、対象者、管理運営形態、想定人員、既存公共施設への配置の可能性)や朝霞台駅周辺の既存公共施設への配置の可能性を伺い、適切な配置等再検討を行う材料としたいため、次回会議までに参考資料1、2、3により意見照会を行う事を説明。

参考資料1の「目的」には法的位置づけなどもあれば記載、「管理運営形態」は直営・委託や指定管理など記載、「想定人数」は必要な人員を記載、「既存公共施設の可能性」は、参考資料2、3を参考に既存公共施設に配置できるのであれば適地はどこか、都市公園や都市機能誘導区域外の場所であっても可能性がある場所を記載(複数可)する。

(塩味委員)

朝霞市立地適正化計画、都市機能誘導区域について説明。

(事務局)

機能(用途)により、法的に立地不可の場所もあると思われるが、今回の調査ではそのことに関係なく回答して欲しい旨説明。

その他

・東武鉄道朝霞台駅駅舎関連の動向について

(塩味委員)

東武鉄道と協定を締結し、図面の提供を依頼しているが、まだ出てきていない旨説

明。

- ・この後、参考資料1、2、3を利用し調査票をメールする。
- ・回答は6月中、回答を整理し次回開催となるが、7月頃を予定している。
- ・会議録は、ホームページで公開。

以上